

九州運輸局 令和８年度指名停止一覧表

【令和８年９月１１日現在】

	法人番号	住所	指名停止期間				該当事項	指名停止理由
株式会社 富士建設	3360001009134	沖縄県宜野湾市志真志４丁目２番２号	R8. 7. 17	～	R8. 10. 16	(３ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、令和４年度から令和６年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。 また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年３月２４日に沖縄県知事より３０日間の営業停止処分を受けた。
株式会社 南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄１－１２－２９	R8. 7. 17	～	R8. 11. 16	(４ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、令和４年度から令和６年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。 また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年３月２４日に沖縄県知事より３０日間の営業停止処分を受けた。
アメリカンエンジニアリング コーポレーション	8700150066309	沖縄県宜野湾市大山７丁目１番４７号	R8. 7. 24	～	R8. 9. 23	(２ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、過去３事業年度（令和５年１月１日から令和７年１２月３１日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第７条第２号イ、ロ及び同法第１５条第２号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。 このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年６月５日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より２２日間の営業停止処分を受けた。
J R九州エンジニアリング株式会社	4290001021673	福岡県福岡市博多区冷泉町４－１７	R8. 9. 11	～	R8. 10. 10	(１ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、大分県内で請け負った機械器具設置工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。 このことが、建設業法第２８条第１項第６号に該当するとして、令和８年７月１６日、建設業許可部局である九州地方整備局長から指示処分を受けた。
株式会社大島	7300001006141	佐賀県鳥栖市養父町３８	R8. 9. 11	～	R8. 10. 22	(６週間)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建築業法違反)	当該事業者は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。 このことが、建設業法第２８条第１項第６号に該当するとして、令和８年７月１７日、建設業許可部局である九州地方整備局長から７日間の営業停止処分を受けた。